

第2次袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画における令和6年度取組実績及び評価について

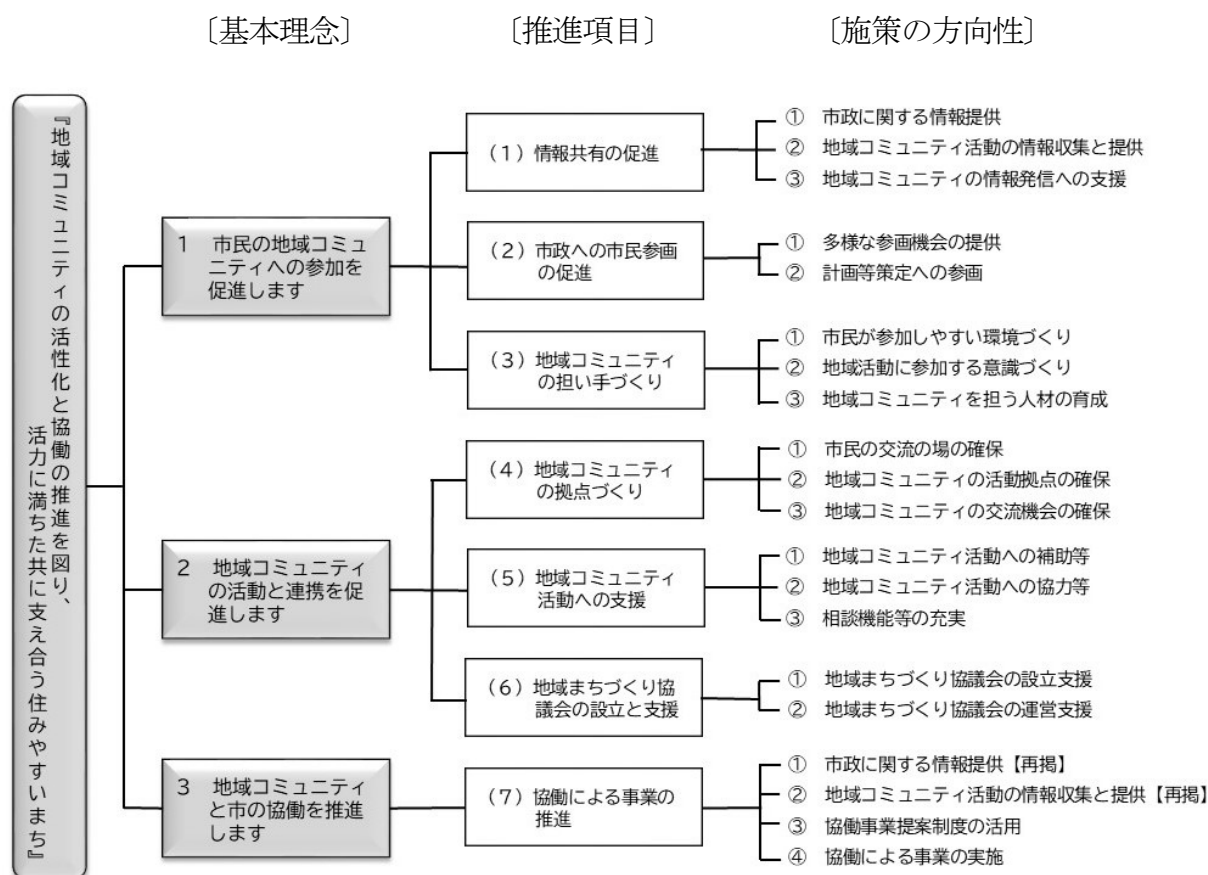
1 会議の目的

本会議は、第2次袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画における令和6年度の実績について、担当課による1次評価に対する2次評価を定めることを目的とするものです。

2 第2次袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画

本計画は、袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（以下「条例」という。）第16条の規定に基づき策定しており、令和6年度を初年度とする8年間の計画です。本計画は、条例の目的を具現化していくために、協働のまちづくりを推進する仕組み、本市における現状や課題等を踏まえ、3つの基本理念に対して7つの推進項目を設定するとともに、その下の施策の方向性を設け、市が取り組むべき事業として68事業を掲載しています。

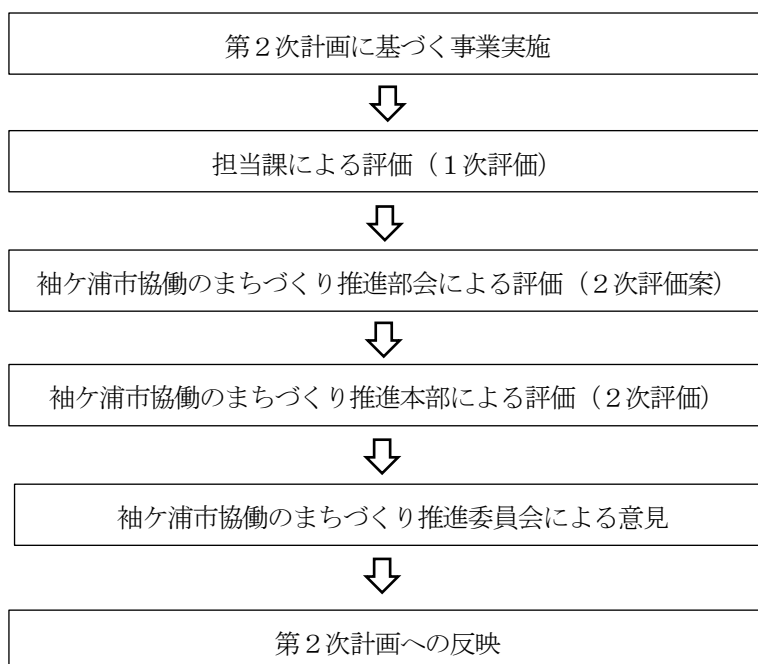
【計画の体系図】



3 計画の進行管理

計画の進行管理として、毎年度、事業の実施状況や活動指標の達成度について、評価を行います。評価は、担当課による1次評価、協働のまちづくり推進部会及び協働のまちづくり推進本部において2次評価を行い、その結果を協働のまちづくり推進委員会へ報告し、今後、第2次協働のまちづくり推進計画の見直しの際に反映するものとします。

【フロー】



4 令和6年度の取組実績及び評価

各事業における取組実績及び評価は、資料2のとおりです。

各事業の①活動指標に対する実績評価に、②加点評価を加え、③総合的な評価とします。

① 活動指標に対する実績評価

活動指標に対する取組実績に応じて評価する。

② 加点評価

活動指標にあるもの以外で、基本理念や事業内容にある目的の達成につながる取組を行った場合は、加点評価とする。

③ 総合評価

「活動指標に対する実績評価」の他に「加点評価」がある場合は、実績評価（A～B）に「+」を追加する。

活動指標に対する実績値	実績評価	総合評価 (加點評価を含む)
目標値を完全又は概ね達成（８０％以上）	A	A（A＋）
目標値未達成（８０％未満）	B	B（B＋）
未実施	C	C

【令和６年度における総合評価の結果】（全６８事業）

区分	A＋	A	B＋	B	C
事業数	８	５６	３	１	０

５ 今後の方向性

令和６年度は、取組概要の見直しや、活動指標の見直しが必要となった取組が３事業、取組の終了となったものが１事業となりましたが、その他の６４事業については、取組概要に沿って取組を進めることが妥当と判断しました。

【今後の方向性内訳】

今後の方向性	事業数
１ 取組概要に沿って取組を進めることが妥当	６４事業
２ 取組概要の見直しや、活動指標の見直しが必要	３事業
３ 取組の廃止や休止を含む検討が必要	０事業
４ 取組の終了	１事業

６ 付帯意見

全６８事業のうち３３事業に対して意見を付しています。

７ 今後のスケジュール

〇市ホームページ公開

９月中